

(十七) 海軍會ノ經驗ヲシテ主事 中央委員ノ忙ケニイテ常ハ
多ク知リテ居ラス也中央委員主事ハ連絡ヲ取ル可ク善處ニ此ト云フ
事ヲ決議シタリ

議長 中央委員主事ハ連絡ヲ取ル可ク善處ニ此ト云フ

議會有答レテ異議ナキヤ

(十四) 異議アリ中央委員主事が出来テ三月乃至四月迄カ
ナラナイ其ノ短期間ニ於テ何が故ニ連絡ヲ取ル必要ナクソカカ善處
ニシテ等ノ決議ヲ出スル一極ノ不信性示アルカラ絶対的ノ不信任示アル
議長 不信性ノ意味ヲ今言テ居ルノ事カ 不信性ノ意味ハアリマセン
(十四) ソウシテ不信性ノ意味ハナイニシテモアルニシテモソノ間エタ
主事が今後ハヨクエルト説明シテ居ルニ對シテ決議等アル必要ハナ

イト思フ

(十八) 十四番ハ大要類ヲ由テテ居ル程示アルガ勇働運動ニ重要視
シテケレバナラナイ通信事務示アル其ニ對シテ書記カ居ラナイトカハ
ガニカツタトカハ言ハルマスカ手ガ足りナカツタカラヤラナカツタト言フノテハ
辯解ニナラナイ、私ハ提案者、余リニ喧大ナルニ敬意ヲ表スルモノテ
アリマス

議長 此ノ問題ハ動議ガ成立シテ居リマス

第一讀會 第二讀會

(番外三) 私ハ未カ且テ主事中央委員ガ四名示足りナイカラト辯明
シテ事ハナイ書記カ居ラナイカ多クモ一ツノ原因示ハルガ現在支支部ア
ル内ノ支部ガ聯盟ニ加盟スル事ガ出来ナイ支障ヲ来タレタラシメ其